坂井市外国人観光客受入環境整備事業

外国人観光客に坂井市で快適に過ごしていただくため、 受入環境整備を行う事業者等を支援します。



【対象事業者】

坂井市内に施設を有する宿泊事業者、観光事業者、飲食店営業者、商業施設運営者

【対象となる事業】

※いわゆる初期費用(導入費用)のみが対象です。

- ・外国語表記(看板、メニュー、パンフレット、HPの作成)
- ·無線LAN
- キャッシュレス決済
- ·外国語翻訳用機器
- ·免税対応



【補助金額】

補助対象経費の2分の1以内(上限10万円、千円未満切捨て、消費税は対象経費外) 1事業者 1 回限り。

【申し込み方法】

申請書に必要書類を添えて下記問い合わせ先へメールでご提出ください。 申請書等の様式は、坂井市HPで「坂井市外国人観光客受入環境整備事業」 と検索いただくとご確認いただけます。もしくは右の QR コードを読み取る ことでご確認いただけます。

ただし、予算額に達した時点で受付を終了します。 詳しくは、坂井市HPをご覧ください。



【問い合わせ先】

坂井市役所 観光交流課

電話:0776-50-3152 FAX:0776-68-0440

メール: kankou@city.fukui-sakai.lg.jp





